

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第19号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、<u>副校長</u>、教頭、<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務するもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) 略</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、講師、助教諭、養護助教諭、<u>実習助手</u>及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) 略</p>

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	5から8まで	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	9から12まで	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	13から16まで	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	17から20まで	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	21から24まで	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	25から28まで	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	29から32まで	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	33から36まで	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	37から40まで	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	41から44まで	6,100	7,100	10,900	11,900	15,900
	45から48まで	6,300	7,400	11,100	12,200	15,900
	49から52まで	6,600	7,700	11,400	12,600	15,900
	53から56まで	6,800	8,300	11,600	12,900	
	57から60まで	7,000	8,600	12,000	13,200	
	61から64まで	7,200	8,900	12,200	13,500	
	65から68まで	7,400	9,600	12,700	13,700	
	69から72まで	7,700	9,900	12,900	14,000	
	73から76まで	7,900	10,200	13,100	14,200	
	77から80まで	8,100	10,500	13,400	14,400	
	81から84まで	8,200	10,800	13,600	14,600	
	85から88まで	8,400	11,100	13,700	14,800	
	89から92まで	8,500	11,400	13,900	14,900	
	93から96まで	8,700	11,600	14,100	15,100	
	97から100まで	8,800	11,800	14,300	15,100	
	101から104まで	9,000	12,200	14,400	15,100	
	105から108まで	9,100	12,400	14,400	15,100	
	109から112まで	9,200	12,600	14,500		
	113から116まで	9,200	12,900			
	117から120まで	9,400	13,100			
121から124まで	9,500	13,300				
125から128まで	9,600	13,400				
129から132まで		13,600				
133から136まで		13,700				
137から149まで		13,900				

再任用職員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900
-------	--	-------	-------	-------	--------	--------

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（1）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1 から 4 まで	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	5 から 8 まで	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	9 から 12 まで	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	13 から 16 まで	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	17 から 20 まで	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	21 から 24 まで	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	25 から 28 まで	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	29 から 32 まで	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	33 から 36 まで	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	37 から 40 まで	5,800	7,700	10,700	12,900	15,900
	41 から 44 まで	6,100	8,300	10,900	13,200	15,900
	45 から 48 まで	6,300	8,600	11,100	13,500	15,900
	49 から 52 まで	6,600	8,900	11,400	13,700	15,900
	53 から 56 まで	6,800	9,600	11,600	14,000	
	57 から 60 まで	7,000	9,900	12,000	14,200	
	61 から 64 まで	7,200	10,200	12,200	14,400	
	65 から 68 まで	7,400	10,500	12,700	14,600	
	69 から 72 まで	7,700	10,800	12,900	14,800	
	73 から 76 まで	7,900	11,100	13,100	14,900	
	77 から 80 まで	8,100	11,400	13,400	15,100	
	81 から 84 まで	8,200	11,600	13,600	15,100	
	85 から 88 まで	8,400	11,800	13,700	15,100	
	89 から 92 まで	8,500	12,200	13,900	15,100	
	93 から 96 まで	8,700	12,400	14,100		
	97 から 100 まで	8,800	12,600	14,300		
	101 から 104 まで	9,000	12,900	14,400		
	105 から 108 まで	9,100	13,100	14,400		
	109 から 112 まで	9,200	13,300	14,500		
113 から 116 まで	9,200	13,400				
117 から 120 まで	9,400	13,600				
121 から 124 まで	9,500	13,700				
125 から 128 まで	9,600	13,900				
129 から 132 まで	9,700	14,000				
133 から 136 まで	9,800	14,100				
137 から 140 まで	9,900	14,100				

	141から144まで	9,900				
	145から148まで	10,100				
	149から152まで	10,200				
	153	10,300				
再任用職員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。